

# **農業信用保証保険制度の概要**

(台湾・日本農業金融視察団研修)

2010年9月29日

**独立行政法人 農林漁業信用基金  
農業管理室**

# 1. 農業信用保証保険制度のあらまし

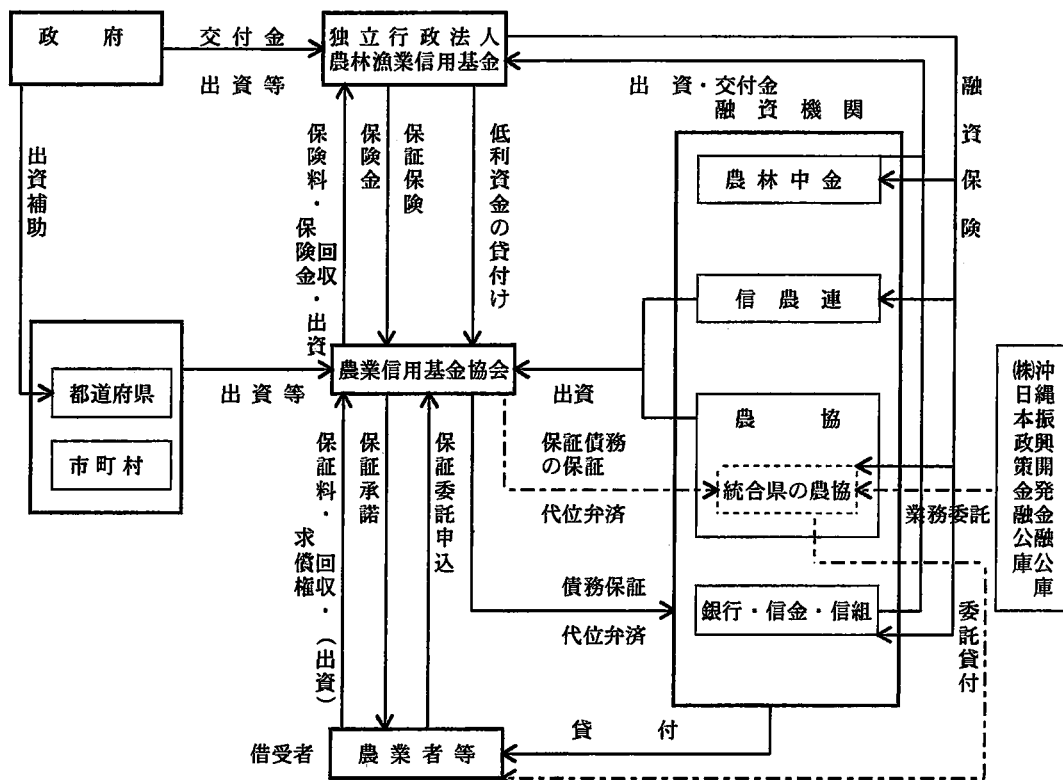
## 1. 制度の創設

農業信用保証保険法に基づき、1961年に農業信用基金協会が行う保証制度が創設され、1966年に農業信用保険協会（1987年以降は旧農林漁業信用基金、2003年以降は独立行政法人農林漁業信用基金）が行う保証制度が創設された。

## 2. 制度の目的（保証保険法第1条）

農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資機関の農業者等に対する貸付けについて、その債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保証の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的としている。

## 3. 制度の仕組み



## II. 農業信用基金協会の概要

### 1. 設立

農業信用基金協会は、各都道府県（計47）に設立されている。

### 2. 区域（保証保険法第4条）

基金協会の区域は、都道府県の区域<sup>注</sup>による。

（注）特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る2以上の都道府県の区域とする。

### 3. 会員（保証保険法第14条）

基金協会の会員資格を有する者は、基金協会の区域内に住所を有する農業者等及び基金協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体である。

（注）農業者等とは次に掲げる者である。

- 1 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者
- 2 農業協同組合
- 3 農業協同組合連合会
- 4 農事組合法人
- 5 農業協同組合中央会
- 6 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- 7 土地改良区及び土地改良区連合
- 8 たばこ耕作組合
- 9 農業振興公益法人（農業を営む者、農業に従事する者、農協、同連合会又は地方公共団体が、社団法人にあっては表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半数を拠出しているものに限る。）
- 10 農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であって、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半数を占めているもの

### 基金協会の会員数（2009年3月末現在、全国合計）

合計	都道府県	市町村	農協	信農連	全共連	経済連等	その他
3,350	47	1,604	946	36	47	43	627

### 4. 業務（保証保険法第8条）

基金協会は、次の業務を行っている。

- ① 会員たる農業者等（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）

#### 4. 業務（保証保険法第8条）

基金協会は、次の業務を行っている。

- ① 会員たる農業者等（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）が農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、それ以外の資金であってその事業又は生活に必要な資金を借り入れることにより、融資機関に対して負担する債務の保証

注．融資機関は次のとおり。（保証保険法第2条第2項、同法施行令第2条）

- 1 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業（組合員に対する貸付）を行う農業協同組合。
  - 2 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会。（信農連）
  - 3 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会。（全共連）
  - 4 農林中央金庫
  - 5 銀行、信用金庫、信用協同組合
- ② 信用農業協同組合連合会・農林中央金庫の統合県の農業協同組合が、(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて農業者等に貸付けを行った場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」と称す。）の保証（現在、奈良県のみ取扱い）
  - ③ 農業経営基盤強化法等の認定を受けた者（認定農業者）であってその区域内に住所を有するもの<sup>注</sup>に対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給（以下、「農業経営改善促進資金業務」という。）

（注）特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域外に住所を有する認定農業者に対し本業務を行うことができる。

#### 5. 基金及び出資

##### ① 基金（保証保険法第9条）

基金協会は、会員からの出資金、準備金からの繰入金、都道府県その他の団体から交付された交付金を基本財産として、保証債務に対する最終的担保である「基金」として管理している。融資機関から代位弁済の請求があった場合には、この「基金」により代位弁済を行うとともに、その運用益により業務運営を行っている。

年度末基金造成状況

(単位：百万円)

区 分	2003年度	2004	2005	2006	2007	2008
基 金	(4.9) 272,605	(1.8) 277,521	(2.7) 285,012	(▲0.6) 283,376	(2.5) 290,380	(1.1) 293,645
構成別						
出資金	219,106	223,452	230,941	228,464	233,766	236,015
交付金	11,548	12,024	11,907	12,596	14,070	14,989
繰入金	41,951	42,045	42,164	42,316	42,544	42,641
資金別						
近代化	(0.1) 44,055	(2.7) 44,176	(▲0.1) 44,122	(▲1.1) 43,625	(0.0) 43,780	(0.0) 43,899
改良	(4.3) 123	(0.0) 123	(6.7) 288	} (▲5.6) 272	} (▲0.7) 270	} (0.0) 271
就農	(▲2) 147	(0.0) 147				
一般等	(5.8) 228,280	(2.1) 233,074	(2.1) 240,602	(▲0.5) 239,478	(2.9) 246,330	(2.9) 249,475

(注) カッコ内は対前年度伸び率である。

② 出資 (保証保険法第15条)

会員は出資金一口 (1万円) 以上を有しなければならない。

会員別出資状況 (2009年3月末現在)

(単位：百万円)

区 分	合 計	都道府県	都道府県以外						
			市町村	農協	信農連	全共連	経済連等	その他	
近代化	29,892	13,638	16,253	3,519	7,941	2,586	687	971	550
改良	212	210	2	2	-	-	-	-	-
就農	257	255	2	2	0	-	-	-	-
一般等	205,854	17,830	188,024	6,320	134,355	34,069	6,956	5,863	461
うち金融公庫	13,065	4,471	8,595	759	5,574	1,513	273	471	5
計	236,214	31,933	204,281	9,842	142,296	36,655	7,644	6,833	1,011

6. 1 被保証者に対する保証の最高限度 (業務方法書第4条)

① 特定資金

特定資金の貸付限度額

② 特定資金以外の一般資金 (ただし、特に必要な場合には理事会特認有り)

a 農業を営む者 個人 3,000万円

個人以外 5,000万円

b 農業協同組合等 15,000万円

## 7. 1 会員に対する保証の最高限度 (規約第36条)

1 会員についての保証の金額の最高限度は、特定資金又は一般資金に係る債務保証のための基金として出資したそれぞれの出資額の100倍～300倍 (2008年10月現在) (ただし、特に必要な場合には理事会特認有り)

## 8. 基金協会の保証の最高限度 (業務方法書第3条)

保証残高 (注1) の合計額が、保証債務の弁済に充てるための基金の額 (注2) の10倍～40倍

注1. 保証残高は、保険関係が成立している保証にあつては保証合計額から当該保険関係に係る保険金額に相当する額の残高、再保証関係が成立している保証にあつては保証合計額から当該再保証関係に係る再保証金額の2分の1に相当する額の残高を控除した額。

注2. 基金の額は、出資金・交付金・繰入金により造成した額から、基金をもって行った代弁額を差し引き、受領保険金・回収金のうち協会取得分・求償権償却額 (受領保険金相当額及び再保証機関が行った代弁相当額を除く。) を加えた現在高。

### 基金協会の保証倍率の分布状況 (2008年10月1日現在)

(単位：協会数)

	10倍	15倍	20倍	25倍	30倍	35倍	40倍	平均倍率
特定資金	3	28	16	0	0	0	0	16.4
特定以外の一般資金	1	20	10	10	2	3	1	20.5

## 9. 保証料率 (業務方法書第14条)

### ① 農業近代化資金及び農業改良資金

(ア) 融資対象物件以外の担保又は第三者保証人を徴求しない場合

債務保証残高 (元本分) に対し年1.0%以内

(イ) 融資対象物件以外の担保又は第三者保証人を徴求する場合

債務保証残高 (元本分) に対し年0.5%以内

### ② 就農支援資金

債務保証残高 (元本分) に対し年0.5%以内

### ③ 一般資金

債務保証残高 (元本分) に対し年2.0%以内

## 10. 保証の範囲 (業務方法書第7条)

借入金の元本、利息及びその債務の不履行による遅延損害金を加えた額の100% (ただし、理事会が別に定めたものについては、その範囲内)

なお、農業経営維持資金の一部については次のとおり。(債務保証契約書第1条)

### ① 畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金 (2007年4月以降)

#### ア 保証残高10億円以上の協会

借入者の負債比率に応じて、借入金の元本及び利息の合計残高の70%以内～100%以内の範囲

借入者の負債比率	保証の範囲
100%未満	100%以内
100%以上200%未満	90%以内
200%以上300%未満	80%以内
300%以上400%未満	70%以内
400%以上	保証対象外

#### イ 保証残高10億円未満の協会

借入者の負債比率に応じて、借入金の元本及び利息の合計残高の100%又は90%

借入者の負債比率	保証の範囲
100%未満	100%
100%以上	90%

注. 負債比率：該当資金の保証申し込み時における総負債残高を、最近3か年の平均売上高又は前年度の売上高のいずれか多い額で除して得た比率

### ② 家畜飼料特別支援資金 (2008年4月以降)

借入金の元本及び利息の合計残高の70%

## 11. 保証債務の弁済 (業務方法書第20条)

基金協会は、被保証者が基金協会の保証に係る債務の弁済期限到来の日 (分割償還の場合は、各償還日) 又は期限の利益を失った日から3月を経過しても弁済しなかった場合において、融資機関から基金協会に対して保証債務の代位弁済請求があったときは、遅滞なく弁済することとしている。ただし、延滞発生から1年を経過した日以降においては、代位弁済請求を行うことはできない。

## 12. 求償権の取得（業務方法書第22条）

基金協会は、保証債務の弁済をしたときは、その時において当該被保証者に対し、その弁済した金額に相当する求償権を取得することとなる。また、基金協会が取得した求償権に対し、代位弁済をした日から求償権の行使方法により定められた期間までの日数に応じ求償権利息を徴することとしている。

## 13. 代位弁済・求償権償却時の融資機関の負担（債務保証契約書第10条の2）

特定資金（農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金、負担軽減支援資金、畜特資金等）や特定資金以外の農業資金について、基金協会が代位弁済した時又は求償権償却した時には、代位弁済額又は求償権償却額（いずれも保険金相当分を除く自己リスク分）の10%以上の額を拠出金として融資機関に請求することとしている。

## 14. 基金協会の業務・経営の健全性の確保（2005年4月1日施行）

### ① 業務の健全性の基準（保証保険法第8条の2、第56条の2）

主務大臣は、基金協会の経営の健全性を判断するための基準として、保証債務の弁済能力の充実の状況の基準を定め、これに応じて、基金協会に対し、監督上必要な措置を命ずることができる。

→健全性基準（告示）、監督命令（省令）（2006年度より適用）

### ② 監事資格者の拡大及び公認会計士監査の導入（保証保険法第33条、第42条）

基金協会の監事資格者として、会員の中から選任する他、農業または金融に関する学識経験者にも資格を付与する。また、基金協会の決算関係書類について、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

→会計命令（省令）（2005年度より適用）

## 15. 基金協会の合併・事業の譲渡（2005年4月1日施行）

### ① 基金協会は、総会の議決等の手続を経て、合併・事業譲渡を行うことができる。

（保証保険法第48条の2～第48条の9）

### ② 基金協会から事業を譲り受けた者で一定の要件を満たす者の行う農業近代化資金等の保証についても、信用基金が保険を行うことができることとする。

（保証保険法第59条）

→信用基金の保険対象となる譲受者の要件（省令）（2006年度より適用）



### Ⅲ. 独立行政法人農林漁業信用基金（農業部門）の業務の概要

#### 1. 設立

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法に基づき、旧農林漁業信用基金の権利義務を承継し、2003年10月1日に設立された。

なお、旧農林漁業信用基金は、旧農業信用保険協会、旧林業信用基金及び旧中央漁業信用基金の権利義務を承継し1987年に設立され、2000年4月1日に旧農業共済基金の業務を承継した法人である。このうち旧農業信用保険協会は、1966年8月1日に農業信用保証保険法に基づき発足した法人である。

#### 2. 区域

信用基金の区域は、全国の区域による。

#### 3. 目的（信用基金法第3条）

信用基金は、基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うとともに、基金協会の業務に必要な資金を融通することにより、農業近代化資金等の融通を円滑にすることを目的としている。

#### 4. 資本金（信用基金法第5条）

信用基金への出資者（農業部門）は、政府、基金協会、農林中央金庫等で、①農業保険資金と②農業融資資金に区分される。

(2010年3月末現在)

区 分	出 資 者 別	期 末 残 高
農業保険資金	政府出資	5, 4 4 2百万円
	民間出資	20, 2 3 9百万円
	(農業信用基金協会)	17, 7 7 9百万円
	(農林中央金庫)	2, 3 5 9百万円
	(全国開拓農協連)	1 0 0百万円
	交付金（政府）	3, 2 8 8百万円
	小計	28, 9 6 9百万円
農業融資資金	政府出資	54, 4 6 7百万円
	交付金（政府）	8, 2 1 4百万円
	小計	62, 6 8 1百万円
合 計		91, 6 4 9百万円

(注) 交付金は、旧農業信用保険協会時に政府から交付されたものである。

## 5. 業務（信用基金法第12条）

### （1）農業保険業務

#### ア 保険の種類（保証保険法第59条及び第66条、同法施行令第4条）

- ①保証保険…基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務保証についての保険
- ②融資保険…融資保険対象者（農林中央金庫・信連（統合県の農協を含む。）  
・銀行・信用金庫・信用協同組合<sup>注</sup>）が行う農業近代化資金等の  
融資についての保険。ただし、基金協会による債務保証が行わ  
れる場合における当該貸付けについては適用しない。

注. 信用金庫・信用協同組合は施行令で規定。

#### イ 保険対象資金（保証保険法第2条第3項）

- ・ 農業近代化資金
- ・ 農業改良資金
- ・ 就農支援資金
- ・ 主務大臣指定資金

農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家  
経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

#### ウ 保険引受（保証保険法第59条第1項及び第2項、第66条第1項、同法施行令第3条第1項）

##### ①保証保険

- ・ 包括保険…1件300万円以上の保証の場合は、基金協会等が保証した  
ことにより、自動的に保険関係が成立する。
- ・ 選択保険…1件300万円未満の保証の場合は、基金協会等の選択によ  
り、信用基金に通知することにより保険関係が成立する。

##### ②融資保険

融資保険対象者が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知  
することにより、貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつ  
き保険関係が成立する。

#### エ 融資保険に係る保険引受の限度等

##### （1）融資保険に係る貸付金残高の合計額の最高限度（業務方法書第3条の2）

次の各号に掲げる額の合計額の10倍に相当する額

- ① 政府出資金（財省令の規定による農業保険資金）の2分の1に相当  
する額及び政府から支払を受けた融資保険基盤強化事業交付金の額の合  
計額
- ② 融資保険対象者出資金の2分の1に相当する額及び融資保険対象者交  
付金の額の合計額

③ 融資保険に係る保険収支差額

(2) 融資保険に係る一融資保険対象者の貸付金残高の合計額の最高限度

(業務方法書第3条の3)

次の各号に掲げる額のそれぞれ20倍に相当する額

① 農協系統（農林中金、信農連及び指定農協）

融資保険対象者出資金の2分の1に相当する額及び融資保険対象者交付金の額の合計額

② 銀行等（銀行、信用金庫及び信用協同組合）

各々の融資保険対象者交付金の額

(3) 融資保険に係る貸付金の額（業務方法書第3条の4第1項）

貸付対象者に対する一貸付金の額は2億円以上とする。

ただし、基金協会から相当額の保証を受けている貸付対象者が、新規に貸付けを受けることが必要である場合で、当該基金協会が当該貸付けについての保証引受けにより、他の借入者の債務保証引受けに支障をきたす等の事情があるときは、2億円未満の貸付けであっても融資保険に係る保険契約を締結することができる。

(4) 融資保険に係る銀行等の交付金・拠出金

(融資保険約款（銀行等用）第4条、第14条)

① 融資保険対象者交付金

融資保険に付保しようとするものの貸付金の額とその貸付予定日において融資保険に付保しているものの貸付金残高との合計額に20分の1を乗じて得た額

② 拠出金

信用基金から保険金の支払を受けた場合、その保険金の10分の1に相当する額

オ 保険価額（保証保険法第59条第6項、第66条第3項、同法施行令第3条第2項）

①保証保険

基金協会が保証した借入金等（借入金元本及び約定利息（借入期間が3年以上で主務大臣が定める利息<sup>注</sup>以内））並びに特定債務につき保証をした金額

注. 農業近代化資金の基準金利と同率で告示により規定

②融資保険

融資保険対象者の貸付金の額（元本）

カ 保険金額（保証保険法第59条第6項、第66条第3項）

保険価額に100分の70（てん補率）を乗じて得た額

キ 保険料率（業務方法書第4条）

保険種類	資金等区分		保険料率
保証 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.22%
		農業経営維持資金	年0.34%
	農業施設資金		年0.32%
	農業運転資金		年0.30%
	農家経済安定施設資金		年0.13%
	農家生活改善資金		年0.30%
	農協保証債務		年0.22%
融資 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.33%
		農業経営維持資金	年0.51%
	特定資金以外の資金		年0.48%

(注) (1) 特定資金とは、農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金その他主務大臣の承認を受けて信用基金が別に定める資金をいう。

(2) 農業経営改善資金とは、特定資金のうち農業経営の改善を図るために必要な資金として主務大臣の承認を受けて信用基金が別に定める資金をいう。（農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、金融公庫転貸資金、特定農産加工資金、家畜排せつ物処理高度化資金、農業経営改善促進資金）

(3) 農業経営維持資金とは、特定資金のうち農業経営の維持を図るために必要な資金として主務大臣の承認を受けて信用基金が別に定める資金をいう。（畜特資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜疾病経営維持資金、家畜飼料特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金）

(4) 農業施設資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の用に供する土地若しくは施設の改良、造成、復旧若しくは取得又は機械器具の改良若しくは取得に必要な資金をいう。

(5) 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。（果樹等植栽育成、家畜購入・育成、肥料・飼料等の購入等）

(6) 農家経済安定施設資金とは、特定資金以外の資金であって、次に掲げる資金をいう。

ア 農業者等の保有する土地、施設等の資産、農業者等の技能又は農村の地域資源を活用して行う事業その他農村地域又は農家生活に密着した事業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及びこれらの事業の運営に必要な資金（賃貸住宅等）

イ 農業者若しくは農業後継者の生活改善又は農業後継者の確保に必要な資金のうち住宅の改良、造成又は取得に必要な資金

- (7) 農家生活改善資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者若しくは農業後継者の生活改善又は農業後継者の確保に必要な資金のうち(6)のイの資金を除くものをいう。(自動車、教育等)
- (8) 農協保証債務とは、信農連・農林中金の統合県の農協が、日本公庫又は沖縄公庫の委託を受けて農業者等に対する貸付けを行った場合、当該農協が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証したこととなる債務(「特定債務」)をいう。

#### ク 保険事故(保証保険法第59条第6項、第66条第3項、同法施行令第5条)

##### ①保証保険

基金協会が被保証者に代わってする借入金等又は特定債務の全部又は一部の弁済(代位弁済)をいう。

##### ②融資保険

弁済期後3月を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済をいう。

#### ケ 保険金(保証保険法第61条、第68条)

##### ①保証保険

代位弁済額から基金協会が保険金支払の請求をする時までに被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額<sup>注</sup>を控除した残額に、100分の70を乗じて得た額とする。

注. この求償権を行使して取得した額は、基金協会が借入金等及び特定債務のほか遅延損害金又は費用についても代位弁済をした場合には、当該求償権を行使して取得した総額に、その代位弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

##### ②融資保険

貸付金の回収未済の額から融資保険対象者が保険金支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、100分の70を乗じて得た額とする。

#### コ 保険金の支払請求(保証保険法第62条、保証保険約款・融資保険約款)

- ① 基金協会・融資保険対象者は、保険事故発生の日から1月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。
- ② 基金協会・融資保険対象者は、保険事故発生の日から1年3月を経過した後は、保険金の支払の請求をすることができない。
- ③ 信用基金は、調査のため時日を要する場合を除き、保険金支払請求書を受理した日から起算して30日以内に保険金を支払うこととしている。

#### サ 回収金の納付(保証保険法第64条、第70条)

#### ①保証保険

保険金の支払を受けた基金協会は、保険金支払の請求後被保証者に対する求償権（基金協会が代位弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、保険金支払額の上記ケ①の残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

#### ②融資保険

保険金の支払を受けた融資保険対象者は、保険金支払の請求後回収をした貸付金の額と保険金支払日の翌日以後の利息の受領額との合計額に、保険金支払額の上記のケ②の残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

## (2) 農業融資業務

ア 基金協会の農業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付け

a 長期資金

- ・貸付原資 49,137百万円
- ・償還期間 2年以内(信用基金が特に必要と認めるときは3年以内)
- ・利率 年3%以内
- ・貸付限度 1協会につき総額の10分の1以下

b 短期資金

- ・貸付原資 1,044百万円
- ・償還期間 6カ月以内
- ・利率 年2%以内
- ・貸付限度 1億円以下

貸付残高(2010年3月末現在)

長期貸付	短期貸付	合計
49,137百万円	474百万円	49,611百万円

イ 全国低利預託基金(農業経営改善促進資金に係る預託を行う基金協会に対して、その預託に必要な資金に充てる資金)

- ・貸付原資 12,500百万円
- ・償還期間 1年以内
- ・利率 年1%以内
- ・貸付限度 都道府県の貸付目標の8分の1に相当する額又は都道府県低利預託基金の額のいずれか低い額

貸付残高(2010年3月末現在)

全国低利預託基金	1,875百万円
----------	----------

## 6. 独立行政法人制度の概要

### (1) 独立行政法人とは・・・

- 1) 公共性の高い事務・事業のうち、
- 2) 国が直接実施する必要はないが、
- 3) 民間の主体に委ねると実施されないおそれのあるものを実施するものであり、
  - ・業務の効率性・質の向上
  - ・法人の自律的業務運営の確保
  - ・業務の透明性の確保を図る仕組みとなっている。

#### ① 業務の効率性・質の向上

- 中期的な目標管理と第三者による事後評価
  - ・主務大臣が中期目標（3～5年）設定⇒法人が中期計画策定  
→中期目標において効率化目標を提示
  - ・各府省の評価委員会（外部有識者）が法人の業務実績を評価
  - ・総務省の評価委員会が各府省の評価結果を横断的に評価
- 廃止・民営化を含めた業務・組織全般の定期的見直し
  - ・中期目標期間終了時に主務大臣が業務・組織全般の検討・見直し
- 企業的経営手法による業務・財務運営
  - ・業績主義に基づく人事管理
  - ・企業会計原則を基本とした会計処理
  - ・民間大企業並みの会計監査人による監査（ごく小規模法人を除く。）
  - ・外部監事（社外監査役）の設置
- 必要最小限度の陣容の整備
  - ・役員数の上限は個別法で規定
  - ・外部監事（社外監査役）の設置

#### ② 自律的な業務運営の確保

- 法人の長への権限の集中
  - ・役員（理事）の任免権は法人の長に集中
- 主務大臣の過剰な関与の排除
  - ・主務大臣の関与事項は法令で限定
- 運営費交付金による財源措置
  - ・使途の内訳は特定せず、翌年度に繰り越すことが可能
- 民間人登用を含めた適材適所の役員人事

#### ③ 業務の透明性の確保

- 情報の公開
  - ・業務・財務運営にかかる広汎な事項の公表
  - ・「独法情報公開法」による法人文書の開示、積極的な情報提供



## (2) 独立行政法人農林漁業信用基金の設立

2002年12月4日に独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)が制定され、2003年10月1日に独立行政法人農林漁業信用基金が設立・発足した。(中期目標期間は2003年10月～2008年3月・4年6カ月)

## (3) 独立行政法人の組織・業務の見直し

- ① 2005年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、業務・組織全般の見直しの検討を行うとされ、その見直しに当たっては、「これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする」(行政改革推進法第15条)とされた。
- ② 信用基金については、融資業務等を行う独立行政法人であることから、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しは、①の重要方針に基づき、1年前倒しで2006年度に行われ、4月以降、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、行政減量・効率化有識者会議でのヒアリング、論議を経て、2006年12月24日に行政改革推進本部の了承の後見直し内容(保険収支改善等)が決定された。
- ③ また、2007年12月24日には、信用基金を含む全ての独立行政法人(101法人)に対し、整理合理化計画が、行政改革推進本部と閣議において決定された。これを踏まえ、主務省(農林水産省・財務省)から信用基金に対し中期目標が指示され、信用基金においては2008年4月より第2期中期計画(2008年～2012年)がスタートしている。

## (4) 独立行政法人に対する事業仕分け

- ① 2009年9月の政権交代後、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議が設置され、これまで事業仕分けが2回行われた。  
事業仕分けとは、公開の場において、外部の視点も入れながら、各事業ごとに必要の可否等を議論し、判定するものである。
  - 第1弾(2009年11月の9日間(11/11～11/13、11/16～11/17、11/24～11/27))
    - ・国の449の事業を対象
  - 第2弾(2009年4・5月の8日間(4/23・4/26～4/28・5/20・5/21・5/24・5/25))
    - ・独立行政法人・公益法人が行う事業を対象
- ② 信用基金については、4月28日の事業仕分けにおいて農・林・漁業の各低利預託原資貸付業務が取り上げられ、「事業の廃止 出資金の国庫返納 また、新たに運転資金に対する政策的な低利融資の制度設計を行うに当たっても当独立行政法人が実施するかどうかを含めてゼロベースで検討」という評価結果が出されたところである。

## 附属資料

### 1. 融資資金の役割

### 2. 保証保険の事業実績

- 図1 保証引受の推移
- 図2 保証残高の推移
- 図3 保証保険引受の推移
- 図4 保証保険価額残高の推移
- 図5 年度別保険収支状況

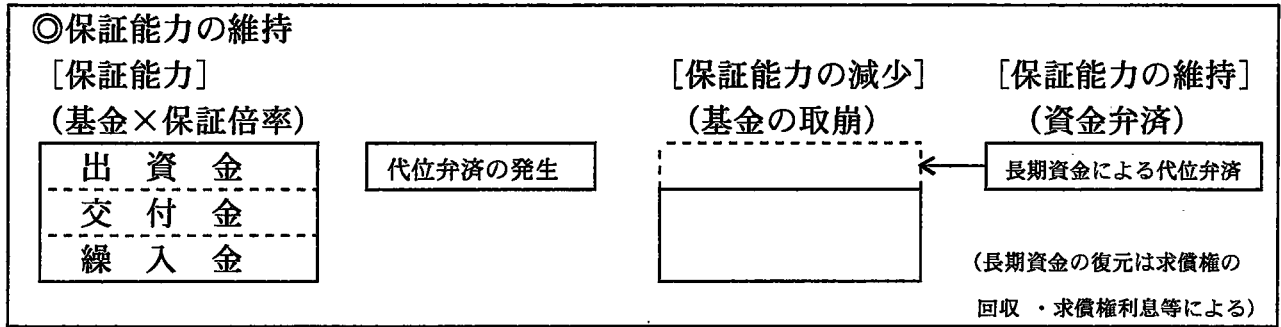
### 3. 農業信用保証保険制度の変遷

### 4. 農業・農協信用補完制度の仕組み

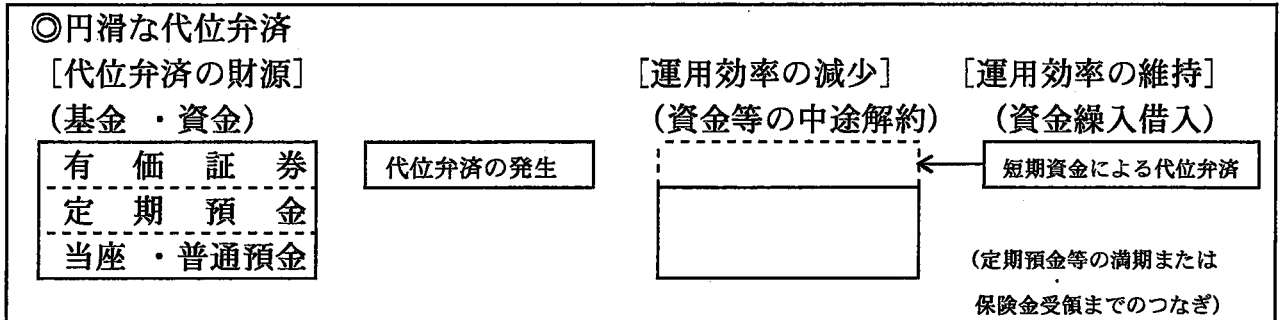
# 1. 融資資金の役割

## (1) 基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け

### ① 普通長期資金、特別長期資金（畜特資金対応・基金取崩回避資金）



### ② 短期資金



## (2) 基金協会が行う農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の預託に必要な資金の貸付け

